

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 <u>（※指定基準を踏まえ、対象となることが想定される者であり、 現時点において指定を行った者ではありません。）</u>
<p>金融</p> <p>銀行業</p>	<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 直近の三事業年度の末日における預金残高の平均が十兆円以上である者</p> <p>ロ 直近の三事業年度の末日における預金口座の数の平均が千万口座以上である者</p> <p>ハ 直近の三事業年度の末日における国内に設置している現金自動支払機及び現金自動預入払出兼用機の数の平均が一万台以上である者</p>	<p>株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱UFJ銀行 株式会社りそな銀行 三井住友信託銀行株式会社 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社セブン銀行 楽天銀行株式会社 株式会社ローソン銀行 株式会社ゆうちょ銀行 株式会社常陽銀行 株式会社千葉銀行 株式会社横浜銀行 株式会社静岡銀行 株式会社福岡銀行 株式会社北洋銀行 株式会社埼玉りそな銀行</p>
<p>系統中央機関が行うもの</p>	<p>信用金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うものについては、その事業を行う者</p> <p>労働金庫法第五十八条第一項及び第五十八条の二第一項の規定に基づき行うものについては、その事業を行う者（同項の規定により同項第一号から第四号までに掲げる業務を併せ行うことができる者に限る）</p> <p>中小企業等協同組合法第九条の九第一項及び第六項の規定に基づき行うものについては、同条第一項第一号の事業を行う者</p> <p>農林中央金庫法第五十四条第一項及び第二項の規定に基づき行うものについては、その事業を行う者</p>	<p>信金中央金庫 労働金庫連合会 全国信用協同組合連合会 農林中央金庫</p>

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 (※指定基準を踏まえ、対象となることが想定される者であり、 現時点において指定を行った者ではありません。)
<p>資金移動業</p>	<p>次のいずれにも該当する者であること。</p> <p>イ 直近の三事業年度の末日における利用者の数の平均が千万人以上である者</p> <p>ロ 直近の三事業年度において為替取引により移動させた資金の合計額の平均が四千億円以上である者</p>	<p>株式会社メルペイ PayPay株式会社</p>
<p>金融 保険業</p>	<p>次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 直近の三事業年度における損益計算書に計上すべき保険金等支払金の額から損益計算書に計上すべき解約返戻金、その他返戻金及び再保険料の合計額を控除した額の平均が一兆円以上である者</p> <p>ロ 直近の三事業年度の末日における生命保険業務に係る保険契約の件数の平均が二千万件以上である者</p> <p>ハ 直近の三事業年度における損害保険業務に係る元受正味保険金の額の平均が一兆円以上である者</p> <p>ニ 直近の三事業年度の末日における損害保険業務に係る保険契約の件数の平均が二千万件以上である者</p>	<p>アフラック生命保険株式会社 株式会社かんぼ生命保険 住友生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 日本生命保険相互会社 明治安田生命保険相互会社</p> <p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 損害保険ジャパン株式会社 東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社</p>
<p>取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業</p>	<p>取引所金融商品市場の開設の業務を行う事業者（直近の三事業年度において行われたその開設する取引所金融商品市場における有価証券の売買に係る総売買代金の平均が七十五兆円未満である者を除く）</p>	<p>株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所 株式会社東京金融取引所</p>

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 <u>（※指定基準を踏まえ、対象となることが想定される者であり、 現時点において指定を行った者ではありません。）</u>
金融商品債務引受業	金融商品取引法第一百五十六条の二の免許又は第一百五十六条の十九第一項の承認を受けてその事業を行う者	株式会社日本証券クリアリング機構 株式会社ほふりクリアリング 株式会社東京金融取引所
金融 第一種金融商品取引業	金融商品取引法第二十九条の登録を受けてその事業を行う者が次のいずれかに該当する者であること。 イ 直近の三事業年度の末日における顧客から預託を受けた金銭、有価証券その他の財産の残高の平均が三十兆円以上である者 ロ 直近の三事業年度の末日における顧客が有価証券の取引又はデリバティブ取引を行うための口座の数の平均が五百万口座以上である者	株式会社SBI証券 みずほ証券株式会社 大和証券株式会社 野村証券株式会社 楽天証券株式会社 SMBC日興証券株式会社 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
信託業	直近の三事業年度の末日におけるその受託する信託財産（管理を第三者に委託しているものを除く）の残高の平均が三百兆円以上である者	株式会社日本カストディ銀行 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資金清算業	資金決済に関する法律第六十四条第一項の免許を受けてその事業を行う者	一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク

対象分野（法律）/ 特定社会基盤事業 の指定（政令）	特定社会基盤事業者の 指定基準（省令）	特定社会基盤事業者 (※指定基準を踏まえ、対象となることが想定される者であり、 現時点において指定を行った者ではありません。)
第三者型前払式支払手段 （資金決済に関する法律第四条各号に掲げるものを除く。）の発行の業務を行う事業	次のいずれにも該当する者であること。 <input type="checkbox"/> 直近の三事業年度の末日におけるその発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる加盟店の数の平均が一万店以上である者 <input type="checkbox"/> 直近の三事業年度において発行した第三者型前払式支払手段の発行額の平均が一兆円以上である者	イオンリテール株式会社 東日本旅客鉄道株式会社 株式会社セブン・カードサービス PayPay株式会社
預金保険法第三十四条に規定する業務 を行う事業	預金保険法第三十四条の規定に基づきその事業を行う者	預金保険機構
振替業	社債、株式等の振替に関する法律第三条第一項の指定を受けてその事業を行う者	株式会社証券保管振替機構
電子債権記録業	電子記録債権法第五十一条第一項の指定を受けてその事業を行う者（直近の三事業年度の末日における電子記録債権の残高の平均が一兆円未満である者を除く）	日本電子債権機構株式会社 みずほ電子債権記録株式会社 株式会社全銀電子債権ネットワーク

金融